

熊取町森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

大阪府泉南郡熊取町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16
3	作業路網の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	17
第8	その他必要な事項	17
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	17
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18
III	森林の保護に関する事項	18
第1	鳥獣害の防止に関する事項	18
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
2	その他必要な事項	18
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	18
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	18
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	19
3	林野火災の予防の方法	19
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	19
5	その他必要な事項	19
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	19
1	保健機能森林の区域	19
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	19
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20

V	その他森林の整備のために必要な事項	20
1	森林経営計画の作成に関する事項	20
2	生活環境の整備に関する事項	21
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	21
4	森林の総合利用の推進に関する事項	21
5	住民参加による森林の整備に関する事項	21
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	22
7	その他必要な事項	22

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、大阪府の南部に位置し、北から東にかけては貝塚市に、北西から南にかけては泉佐野市に囲まれる東西約4.8km、南北約7.8kmの木の葉状の形をした面積17.24km²のまちである。

地勢的には、町域は南部の和泉山脈に連なる山地と、北部の沖積層の丘陵地・平坦地とに二分される。河川は、和泉山脈を源として、主に永楽ダムから町の東部を北流する見出川水系と、町の中央部を北流する雨山川、和田川及び住吉川の佐野川水系に二分される。植生は、広葉樹が大半を占めている。北部の大部分は市街地や農地であり、一部の丘陵地に竹林や二次林が見られる。

気候は、瀬戸内式気候に属し、温暖で雨量が少なく、古くからかんがい用のため池が多く築かれてきた。

森林面積は439haで、総面積の約25%を占めており、国土の保全、水源のかん養、環境保全等の多様な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて、地域住民に対して、様々な恩恵を与えている。また、森林面積のうち229haが町有林となっている。

森林資源の状況をみると、人工林面積は、森林面積の51%にあたる224haあり、大阪府の人工林率50%を上回っている。しかしながら、町内には、森林施業を担う林業事業体はなく、また森林所有者も少なく、林業生産活動は低調である。

森林資源の現状としては、広葉樹林を中心に奥山雨山自然公園や永楽ダムと桜の道の優れた景観が、「水源の森百選」や「大阪みどりの百選」にも選定され、ハイキングコースとして、ダム湖やダム周辺のさくら並木及び永楽池周辺などが森林とのふれあいの場としての活用がされている。

また、和田山周辺は松枯れが目立つことから松林の伐採による松枯れ対策が必要であり、周辺の町有林については生活環境保全林としての整備を行ってきたところである。さらに東谷池、別所池については、町民の憩いの場としてのオアシス整備をするとともに、平成17年度には隣接するキャンプ場を「野外活動ふれあい広場」として再整備するなど、現在では、町民のアウトドアの場として活用されている。雨山地区については、南北朝時代の古戦場及び城跡として町指定の史跡に指定されており、歴史とのハイキングコースとして整備されており、今後は林間整備により樹木の多様性と生き物とが触れ合う場としての整備が期待されている。

このような現状を踏まえ、本町の森林整備の基本方針を次のとおり定める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町においては、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るために、森林をそれぞれの機能に応じて「水源涵養機能維持森林」、「山地災害防止／土壤保全機能維持増進林」、「保健機能維持増進森林」の3区分に分けて整備を推進するものとする。

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持森林」という。）

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壤を有する森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壤保全機能維持増進林」という。）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健機能維持増進森林」という。）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては、大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下「指針」という。）に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容を踏まえて森林整備を実施していくこととする。

また、関係行政機関等との連携を密にするとともに、地域住民への普及、啓発に努め、地域ぐるみの体制で森林整備を推進することとする。

さらに、熊取町第4次総合計画においてその将来像を「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」と定めており、その実現のため、みどり豊かで個性的なまちづくりを進めるべく、森林の持つ多面的機能を活用する取組を推進し、適切に保全していくとともに、住民、ボランティア、NPO、事業者などとの協働による住民参加型の森づくりを推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の集約化による施業の効率化と、高性能林業機械の導入や林内路網の整備を図り、木材の搬出コストの縮減と木材の安定的な供給体制を整備すること。また、森林所有者から森林組合への施業委託・経営管理の委託を進め、施業の共同化を促進していく。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

（単位：年）

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
全 域	40	45	35	45	10	15

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、本地区における気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の賦存状況、施業制限の有無及び木材需給の動向等を勘案し、立木の伐採は次のとおり行うものとする。

ア 皆伐後新植を行う森林

皆伐は現在育成林又は気候等の自然条件及び一般的な林業技術からみて、育成林の造成が確実であり、さらに森林生産力の増大が相当程度期待される天然林において行うものとする。

この場合林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散に配慮し、的確な更新を図るものとする。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

イ 皆伐後天然更新を行う森林

皆伐後天然更新を行う森林は、アカマツ等の森林にあつては、天然下種更

新が確実な林分とし、コナラ、クヌギ等の森林にあっては、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1 箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、優良なぼう芽を発生させるため11月～3月の間に伐採するものとする。

ウ 択伐を行う森林

択伐は、天然下種等による更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては森林生産力の増加が図られる適正な林分構造に誘導する。

また、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

エ 伐採に当たっては、上記ア～ウに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

（1）人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、小花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町と協議の上、

適切な樹種を選択することとする。

区 分	樹種名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クスギ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定するとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等により低コスト造林に努めることとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
スギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	

注) 植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000本/ha、ヒノキ：1,500本/haを下限とする。

イ その他人工造林の方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うもの

	とする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽をすることとする。

また、それ以外の森林については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽をすることとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

ただし、スギ・ヒノキは択伐に限る。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

樹 種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ類等	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

ウ その他天然更新の方法

該当なし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して後5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次のように定めるものとする。また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立	3, 000	16	21	31	(40)
	密仕立	4, 000	16	20	24	
ヒノキ	中仕立	3, 000	18	23	35	(45)
	密仕立	4, 000	18	23	29	35

間伐の標準的な方法	備 考
・ 間伐の開始時期、繰り返し時期、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項については既往の間伐の方法を勘案して林地ごとに決定する。 ・ 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。 ・ 間伐の標準的な間隔は、標準伐期齢未満の森林は10年、標準伐期齢以上の森林は15年とする。	

（注）ア． 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。
 イ．（ ）は長伐期大径材生産を目標とした場合。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき次のように定める。

なお、時期や回数、作業方法、その他必要な事項については、既往における保育の方法を勘案して林地ごとに決定する。

ア 下刈り

植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜ける時期まで年1～2回行う。実施時期は6月上旬から9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐

下刈り終了後、3～5年間はつる切り及び除伐を併せて行う。

除伐は、目的樹種の育成が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象とし、発生不良木、被害木等について実施する。

なお、この場合急激な環境変化を生じないよう配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し育成する。

ウ 枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、立木の育成に支障のない程度に行う。実施時期は11月～3月とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
	回数	1	1	1	1	1	1	1	1							
つる切り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
	回数						1	1	1	1						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ											←	○	→		
	回数										1		1			

(注) △は必要に応じて行う。

標準的な方法	備 考
森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既住の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。	

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の立地条件、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し次（１）及び（２）のように定める。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林やダム集水区域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等、水源のかん養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

イ 施業の方法

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、下層植生や根系の発達を確保するものとし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

(単位：年)

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
4、5、6、 7、8	50	55	45	55	20	25

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とし、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫（れき）地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等とする。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等とする。

③ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林とする。

イ 施業の方法

① 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することとする。

② 保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別・地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を定めるものとする。

アの①、②に掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

(単位：年)

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
2、3イ、3ロ、9、 10、11、12	80	90	70	90	20	30

※上記の年数はおおむねの年数を示す。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表1のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持森林		4、5、6、7、8	261.54
山地災害防止／土壌保全機能維持増進林、保健機能維持増進森林	山地災害防止／土壌保全機能維持増進林	2、3 イ、3 ロ、9、10、12	148.38
	保健機能維持増進森林	11	28.97
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	—

【別表 2】

区分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持森林	伐期の延長を推進すべき森林		4、5、6、7、8	261.54
山地災害防止／土壌保全機能維持増進林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林		2、3 イ、3 ロ、9、10、12	148.38
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	該当なし
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		11	28.97

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の高齢化や所有規模の零細化が進む中、森林組合等の協力を図り、施業提案を通じて、森林所有者などから森林経営に意欲のある林業事業体などへの長期の受委託を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村含む。）から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営の委託と併せて、適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を促進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の整備と森林の適切な管理を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

地域の実情に応じた適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、川上と周辺市町村の関係者との連絡を強化し、地域材の利用促進を通じた流域林業の活性化を図る。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、本町森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

山への関心を高めていただくため、地域関係者が集まる協議会やイベントの開催などを通じて森林施業の共同化に向けた普及活動を推進するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等の地域の核となる林業事業体が、地域の森林資源や路網の整備状況、又は地域の地形や地質に応じた最適な路網整備や林業機械の導入計画等に基づく施業プラン等を所有者毎に作成し、所有者の了解を得るとともに地域の合意形成を図りながら推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

地域の合意形成の基に、森林組合等が作業道や土場、作業場等の設置並びに維持管理に努めることとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網密度の水準及び作業システム

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	20 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として大阪府が定める林業専用道作設指針に則し開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

（２）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として大阪府が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する旨を記載する。

４ その他必要な事項

該当なし。

第８ その他必要な事項

１ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

大阪府と協力して、森林組合を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、林業後継者については、大阪府や大阪府林業労働力確保支援センターとの連携を強化し、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

２ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒 ↓ 造材 ↓ 集材	チェーンソー（伐倒・造材） ↓ 集材機（集材）	バックホウ（道開設） ↓ チェーンソー（伐倒） ↓ プロセッサ（造材） ↓ グラップル（集材）

↓ 搬出 ↓ 運搬	↓ 林内作業車（搬出） ↓ トラック（運搬）	↓ フォワーダ（搬出） ↓ トラック（運搬）
--------------------	---------------------------------	---------------------------------

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、特にカシナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。

また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行い、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し高齢木や大径木の伐採を進めることで更新を図る。

(2) その他

府や近隣市町、森林組合で組織する「泉州森林サポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議しておくとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害を軽減するため、個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との関係強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努めるとともに、森林保険等への加入拡大に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特になし。

（2）その他

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
11		28.97	14.71	10.99	3.16	0.11	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施する。

また、利用者が快適に散策等が行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育施業を積極的に行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等配慮しつつ、利用者の意向や地域の実情等を踏まえてハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の適切な管理に努める。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全確保等に留意する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意し適切に計画を作成するものとする。

ア．Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

該当なし。

イ．Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し、本整備計画で定めた森林の有する公益的機能に応じた適切な施業を行う。

ウ．Ⅱの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託、あるいは共同して森林施業を実施する場合等においては、本整備計画で定めた方針や方策等に留意し推進する。

エ．Ⅲの森林の保護に関する事項

本計画で定めた事項に基づき、森林病虫害等被害の未然防止と被害の軽減、被害発生地防除対策に努めるとともに、森林の適切な保護を図り、森林が有する公益的機能の高度な発揮を促すよう措置する。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は路網の整備の状況そ

の他の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるとして認められる森林の範囲について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積（h a）
熊取森林区域	2、3イ、3ロ、4、5	201

本計画で定めた事項に基づき、森林病虫害被害の未然防止と被害の軽減、被害発生地の防除対策に努めるとともに、森林の適切な保護を図り、森林が有する公益的機能の高度な発揮を促すよう措置する。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町の森林は、住民に安らぎとうるおいをもたらすだけでなく、シイタケ、タケノコ等の産物を生産する等、身近な自然として親しまれるとともに、豊かな資源を育んでいる。このため、森林の適切な管理と整備に努め、森林が有する諸機能を発揮させるとともに、川上から川中・川下までの連携体制を構築することにより木材の地産地消を進め、近隣市と連携を図りながら、地域の振興を図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
府民参加の森	松尾 雨山	8． 0 2 ha 8． 2 1 ha	松尾 雨山	8． 0 2 ha 8． 2 1 ha	①

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

奥山雨山自然公園を中心とした奥山地区、また生き物とふれあい、散策できる永楽ダム周辺、そして住民のアウトドアの場として広く利用されている施設「野外活動ふれあい広場」がある和田山周辺を、森林レクリエーションの場としてより一層活用していくため、住民、ボランティア、NPO、事業者などの協働による整備を行っていき、同時に地球温暖化防止のPRや啓発も行っていくこととする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし。

(3) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(2) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った施業を行うとともに、国土保全や自然環境の保全等の観点から、森林の適切な管理を行う。

